

中小企業等外国出願支援事業

平成30年度予算額 **6.5億円（6.3億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等による戦略的な外国出願の促進を図るため、(独)日本貿易振興機構(JETRO)及び都道府県中小企業支援センター等を通じ、中小企業等の外国出願にかかる費用(外国特許庁への出願手数料、翻訳費用、外国出願に要する国内代理人・現地代理人費用)を助成します。

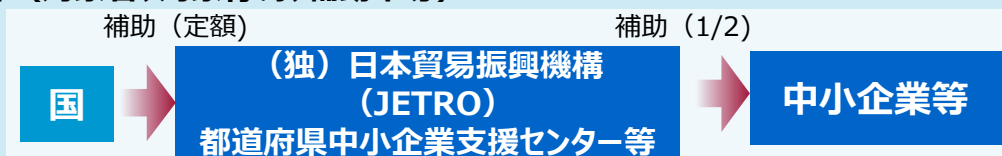
応募資格、選定要件及び補助上限額

- 応募資格
 - ①日本に出願済み案件を年度内に外国出願(特許・実用新案・意匠又は商標出願)する予定の中小企業等又は中小企業等で構成されるグループ
 - ②日本に地域団体商標の出願済み案件を年度内に外国で商標出願する予定の商工会、商工会議所、NPO法人
- 選定要件
 - ①先行技術調査等の結果から権利取得の可能性が否定されない出願であること
 - ②助成出願に関する権利を活用した事業展開を計画している 等
- 補助上限額 補助率：1/2、権利ごとの上限額は以下のとおり
特許出願：150万円、実用新案・意匠・商標出願：60万円
冒認商標対策商標出願：30万円
※1企業あたり最高額300万円(複数案件の場合)

成果目標

- 平成26年度から30年度までの5年間の事業であり、最終的には助成した出願に関する外国知財取得率80%を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

- 外国出願助成を希望する中小企業等の出願案件をJETRO及び都道府県中小企業支援センター等が募集・選定し、支援対象案件を採択します。
- 支援対象案件を年度内に外国出願した場合、その費用をJETRO及び都道府県中小企業支援センター等が助成します。
- 助成を受けた者は、支援対象案件の外国出願結果等について、JETRO及び都道府県中小企業支援センター等へ報告する必要があります。